

本協会では、3月26日の理事会において、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部を改正した。

証券市場の公正性・透明性に対する信頼性を向上させるためには、適時・適切な会社情報の開示が必要不可欠な要件であり、法令及び自主規制機関の規則に基づく制度開示を通じて、企業の業績動向や将来の業績見通しなど、投資判断の基礎となる重要な会社情報が定型的な方法、様式により提供されている。その一方で、ここ数年の企業業績、企業を取り巻く経営環境や企業の業容が急速に変化し得る状況では、投資者や株主がより適正に企業の現状を理解・評価するためには、IR活動などを通じて、投資者や株主が必要としている会社情報を適時・公平・継続的に、かつ、わかりやすく提供していくことも求められている。

このような状況を踏まえ、本協会では、昨年12月に公表した「JASDAQ 市場における IR 活動の推進について」(IR 活動の推進に関するアクション・プログラム)に基づき、年2回以上の IR 活動の実施等を主な内容とする、店頭登録会社が行うべき一定の IR 活動の内容や範囲を定めるため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、平成16年4月1日から施行し、ガイドラインは、同日から適用する。
本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

JASDAQ 市場における IR 活動の推進に伴う本協会関係諸規則の整備について

平成 16 年 3 月 31 日

日 本 証 券 業 協 会

1．改正等の趣旨

今般、本協会では、昨年 12 月に公表した「JASDAQ 市場における IR 活動の推進について」(IR 活動の推進に関するアクション・プログラム)に基づき、年 2 回以上の IR 活動の実施等を主な内容とする、店頭登録会社が行うべき一定の IR 活動の内容や範囲を定めるため、本協会関係諸規則を整備することとする。

2．改正等の骨子

(1) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則及び「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 4)の一部改正(別添 1 参照)

- ・ 本協会は、投資者による登録銘柄の現状に関する適切な理解、評価に資するため、当該登録銘柄の発行会社(以下「発行会社」という。)が実施する IR 活動について、必要な事項を定めることができるものとする。(登録規則第 32 条新設)
- ・ 本協会は、発行会社が実施する IR 活動に関する業務及びそれに附帯する業務について、市場運営会社(株)ジャスダック)に委託することができるものとする。(登録規則第 33 条改正及び委託規則第 3 条第 1 項第 1 号口新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

(2) 「IR 活動の推進のための取扱いについて」(理事会決議)の制定(別添 2 参照)
目的(理事会決議 1.)

- ・ この理事会決議は、登録規則に基づき、発行会社が実施する IR 活動の要件及び方法等を定めるものであり、当該発行会社が必要と判断する場合には、当該理事決議に規定する以外の IR 活動を実施することを妨げるものではない。

IR 活動等の用語の意義(理事会決議 2.)

- ・ 「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、「投資者等」に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は当該「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」のいずれかを実施することをいう。
- ・ 「IR 資料」とは、発行会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等による適切な当該発行会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいう。

- ・ 「投資者等」とは、投資者、証券アナリスト、取引先又は株主をいう。
- ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」とは、発行会社が、投資者等を対象として、当該登録銘柄の投資に関する説明会を開催することをいう。
- ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」とは、発行会社が、その継続的に開設するホームページにおいて IR 資料を掲載することをいう。

IR 活動の実施（理事会決議 3 . (1) 及び (4)）

- ・ 発行会社は、「IR 活動期間」（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）において、少なくとも 2 回以上、「IR 活動」を実施するものとする。
- ・ 発行会社は、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」を実施した場合には、当該活動において使用した IR 資料を、不特定多数の者が閲覧することができるよう、当該活動を行った日から 1 年間、その継続的に開設するホームページにおいて掲載するものとする。

IR 活動の実施内容等に関する報告（理事会決議 3 . (2) 及び (3)）

- ・ 発行会社は、IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施内容等について、遅滞なく本協会に報告するとともに、IR 資料等の提出を行うものとする。
- ・ 発行会社は、報告した内容又は提出した IR 資料等について変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、遅滞なく本協会に当該変更又は訂正の内容を報告するとともに、当該変更又は訂正後の IR 資料等の提出を行うものとする。

IR 担当役員等の設置（理事会決議 4 .）

- ・ 発行会社は、IR 活動に関し責任を負う「IR 担当役員」及び IR 活動に係る本協会との連絡を掌る「IR 事務連絡責任者」をそれぞれ 1 名以上選定し、本協会に届け出るものとする。
- ・ IR 担当役員は、当該発行会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者から選定するものとする。

IR 活動への適切な対応（理事会決議 5 .）

- ・ 本協会は、発行会社が適切に IR 活動を行わなかった場合であって必要と認めるときは、当該発行会社に対し IR 活動の実施を勧告することができるものとする。
- ・ 本協会は、当該勧告を行った場合において、当該勧告を行った後 1 か年以内において当該勧告に沿った対応が当該発行会社により行われないうとき又は行われないう見込みであるときは、その旨を公表することができるものとする。

IR 資料の公衆の縦覧（理事会決議 6 .）

- ・ 本協会は、発行会社より提出を受けた IR 資料等について、当該資料等の提出を受けた日から 3 年間、公衆の縦覧に供するものとする。

（ 3 ） 「 IR 活動の実施に関するガイドライン」の制定（別添 3 参照）

- ・ 理事会決議の円滑かつ適切な運用に必要な事項につき、その考え方や取扱いをガイドラインとして定めることとする。

3 . 施行の時期

- ・ 関係諸規則の改正等は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、ガイドラインは、同日から適用する。
- ・ 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの IR 活動期間においては、2 . (2) 中「 2 回以上」とあるのは「 1 回以上」と読み替えるものとする。
- ・ 2 . (2) については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する IR 活動期間から適用するものとする。

以 上

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(登録銘柄の発行会社による IR 活動)</u> <u>第 32 条 本協会は、投資者による登録銘柄の現状に関する適切な理解、評価に資するため、当該登録銘柄の発行会社が実施する IR 活動について、必要な事項を定めることができるものとする。</u>	(新 設)
<u>(市場運営業務の委託)</u> <u>第 33 条 本協会は、第 2 章から第 4 章まで及び前条の規定に基づき行う業務並びにこれらに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	<u>(市場運営業務の委託)</u> <u>第 32 条 本協会は、第 2 章から第 4 章の規定に基づき行う業務及びこれに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。</u> 2 (省 略) 3 (省 略)
付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(市場運営業務の委託) 第 18 条 会員は、本協会が規則第 <u>33 条</u> 第 1 項に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 6 条第 4 項に規定する委託販売団組成事務委託手数料、第 7 条第 1 項第 9 号に規定する入札事務取扱手数料については、市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(市場運営業務の委託) 第 18 条 会員は、本協会が規則第 <u>32 条</u> 第 1 項に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 6 条第 4 項に規定する委託販売団組成事務委託手数料、第 7 条第 1 項第 9 号に規定する入札事務取扱手数料については、市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。

「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第1号の4)の一部
改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号。以下「登録規則」という。)第 33 条、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。以下「売買規則」という。)第 55 条及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3。以下「開示規則」という。)第 24 条の規定に基づき、本協会が店頭売買有価証券市場の運営業務を市場運営会社に委託する場合における当該業務委託の内容及び範囲、市場運営会社の選定基準、業務委託を行う際の契約事項等について定め、もって店頭売買有価証券市場の公正性を確保し、健全かつ効率的な運営に資することを目的とする。 (業務委託の内容及び範囲) 第 3 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) イ (現行どおり) <u>ロ 登録規則第 32 条に規定する登録銘柄の発行会社が実施する IR 活動に関する業務</u> <u>ハ 上記イ及びロの業務に附帯する業務</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) イ (現行どおり) ロ <u>上記イの業務</u>に附帯する業務	(目 的) 第 1 条 この規則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号。以下「登録規則」という。)第 32 条、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。以下「売買規則」という。)第 55 条及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3。以下「開示規則」という。)第 24 条の規定に基づき、本協会が店頭売買有価証券市場の運営業務を市場運営会社に委託する場合における当該業務委託の内容及び範囲、市場運営会社の選定基準、業務委託を行う際の契約事項等について定め、もって店頭売買有価証券市場の公正性を確保し、健全かつ効率的な運営に資することを目的とする。 (業務委託の内容及び範囲) 第 3 条 (省 略) 1 (省 略) イ (省 略) (新 設) <u>ロ 上記イ及びロに附帯する業務</u> 2 (省 略) 3 (省 略) イ (省 略) ロ 上記イに附帯する業務

新	旧
2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	2 (省 略)

IR 活動の推進のための取扱いについて

- 平 15. 3.31 理事会決議 -

(平 16. 4. 1 施行)

1 . 目的

- (1) この理事会決議は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号。以下「登録規則」という。)第 32 条の規定に基づき、登録銘柄(登録規則第 2 条第 2 号に規定する登録銘柄をいう。以下同じ。)の発行会社(以下「発行会社」という。)が実施する IR 活動について必要な事項を定める。
- (2) この理事会決議は、発行会社が実施する IR 活動の要件及び方法等を定めるものであり、当該発行会社が必要と判断する場合には、この理事会決議に規定する以外の IR 活動を実施することについて妨げるものではない。

2 . 用語の意義

この理事会決議において、次の から までに掲げる用語の意義は、当該 から までに定めるところによるものとする。

IR 活動

「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、「投資者等」に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は当該「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」のいずれかを実施することをいう。

IR 資料

「IR 資料」とは、発行会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等による適切な当該発行会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいう。

投資者等

「投資者等」とは、投資者(個人投資家及び機関投資家(証券取引法第 2 条第 3 項に規定する適格機関投資家その他これに相当する者をいう。)その他これらに相当する者をいう。)、証券アナリスト(証券分析業務に従事する者をいう。)、取引先(当該発行会社と売上又は仕入の取引関係を有する取引先をいう。)又は株主をいう。

登録銘柄の投資に関する説明会の開催

「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」とは、発行会社が、投資者等の全部又はいずれか(いずれかの場合にあつては、複数の場合を含む。)を対象として、当該登録銘柄の投資に関する説明会を開催することをいう。

この場合において、当該説明会は、当該説明会の開催に係る情報の広範な周知を行うことにより不特定多数の者を対象として開催する説明会をいうものとし、あらかじめ当

該周知を行わず、特定の少数者を選定し開催するものを含まないものとする。

登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動

「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」とは、発行会社が、その継続的に開設するホームページにおいて IR 資料を掲載することをいう。

IR 活動期間

「IR 活動期間」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

3．発行会社による IR 活動の実施

- (1) 発行会社は、IR 活動期間において、少なくとも 2 回以上、IR 活動を実施するものとする。
- (2) 発行会社は、前(1)の規定に基づき、IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施時期、実施方法、実施内容、対象者及び参加者の属性及びその数（登録銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限る。）その他本協会が必要と認める事項について、遅滞なく本協会に報告するとともに、IR 資料等の提出を行うものとする。
- (3) 発行会社は、前(2)の規定に基づき報告した内容又は提出した IR 資料等について変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、遅滞なく本協会に当該変更又は訂正の内容を報告するとともに、当該変更又は訂正後の IR 資料等の提出を行うものとする。
- (4) 発行会社は、(1)の規定に基づき、登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動を実施した場合には、当該活動において使用した IR 資料を、不特定多数の者が閲覧することができるよう、当該活動を行った日から 1 年間、その継続的に開設するホームページにおいて掲載するものとする。
- (5) 前(4)の規定は、(3)の規定に基づき、報告した内容又は提出した IR 資料の変更又は訂正を行った場合に準用する。

4．IR 担当役員等の設置

- (1) 発行会社は、IR 担当役員（当該発行会社の IR 活動に関し責任を負う者をいう。以下同じ。）及び IR 事務連絡責任者（当該発行会社の IR 活動に係る本協会との連絡を掌る者をいう。）をそれぞれ 1 名以上選定し、本協会に届け出るものとする。
- (2) 発行会社は、前(1)の規定に基づき届け出た内容について変更又は訂正がある場合には、その旨を本協会に届け出るものとする。
- (3) (1)に規定する IR 担当役員は、当該発行会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者から選定するものとする。

5．IR 活動への適切な対応

- (1) 本協会は、発行会社が適切に IR 活動を行わなかった場合であって必要と認めるときは、当該発行会社に対し IR 活動の実施を勧告することができるものとする。

- (2) 前(1)の勧告を行った場合において、当該勧告を行った後1か年以内において当該勧告に沿った対応が当該発行会社により行われないとき又は行われない見込みであるときは、本協会は、その旨を公表することができるものとする。

6. 本協会による IR 資料の公衆の縦覧

本協会は、発行会社より提出を受けた IR 資料その他本協会が必要と認める資料について、当該資料の提出を受けた日から3年間、公衆の縦覧に供するものとする。

付 則 (平 16.3.31)

- 1 この理事会決議は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までのIR活動期間においては、3.(1)中「2回以上」とあるのは「1回以上」と読み替えるものとする。
- 3 5.(1)については、平成18年4月1日以後開始するIR活動期間から適用するものとする。

IR 活動の実施に関するガイドライン

平成 16 年 3 月 31 日制定

日 本 証 券 業 協 会

はじめに

(1) IR 活動と適時開示

- ・ 一般に、IR（インベスター・リレーションズ）とは、企業が投資者（潜在的な投資者を含みます。）や株主に対し投資判断に必要な情報を適時・公平・継続的に提供する活動全般をいい、企業は、IR 活動を通じて投資者等と意見交換をすることにより、相互理解を深め、信頼関係を構築し、証券市場での正当な評価を得ることができる、とされています。
- ・ 一方、適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）とは、投資者の保護及び取引の公正性の観点から、企業が法令又は自主規制機関の定める諸規則に基づき、投資判断の基礎となる重要な会社情報を定型的な様式・方法等により、適時・適切に提供することをいいます。その際、開示される会社情報は開示の適時性を重視し、投資者等に対してタイムリーに情報を提供することが求められています（当然にその前提として、投資者の投資判断を誤らせない正確性が求められることとなります。）。
- ・ IR 活動においては、開示すべき項目や基準等が定められている適時開示とは異なり、投資者等に対し提供される情報の内容や量、提供の方法などは定められていません。しかしながら、IR 活動は、投資判断に必要な情報を提供するにとどまらず、投資者等に対し直接的に説明するとともに、疑問に答えたり意見を求めるなど、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーションを図ることが重要とされています。具体的には、企業の創意工夫のもと、その業種・業態や企業業績等に応じ、例えば、適時開示が行われた会社情報をよりわかりやすく補足的に説明することや、適時開示が求められる範囲を超えた（適時開示の基準等に該当しない）内容の会社情報を自主的に提供することが求められています。

(2) 理事会決議における IR 活動の定義

- ・ 日本証券業協会（以下「本協会」といいます。）の定める「IR 活動の推進のための取扱いについて」（理事会決議。以下「理事会決議」といいます。）における IR 活動とは、登録銘柄の発行会社（以下「発行会社」といいます。）が少なくとも年 2 回以上、IR 資料を利用して投資に関する説明会を開催すること、又は 当該説明会の開催と同等の効果があると認められる自社のホームページに IR 資料を掲載すること、のいずれかを実施することとしています。
- ・ 上述のとおり、IR 活動の内容や方法等は特段の定めがありませんが、IR 活動は、投

資者等が発行会社の現状を適切に理解・評価するための発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーション手段、すなわち経営者自身が直接投資者等に対し説明を行い、投資者等から意見を聴取するための手段であることを考慮して、理事会決議における IR 活動とは、IR 資料を利用した投資に関する説明会の開催と定めています。

- ・ 他方、近年の電子情報媒体技術の発達等により、インターネットを利用した情報提供が広範囲かつ迅速な情報提供手段として重要視されている現状を考慮して、当該説明会の開催と同等の効果があると認められる自社のホームページへの IR 資料の掲載についても、同様に、IR 活動として定めています。
- ・ また、IR 活動は、各発行会社の重要イベントと考えられる本決算及び中間決算に係る説明会の開催等を想定して、少なくとも年 2 回以上実施すること、と定めています。

1．目的

- ・ このガイドラインは、理事会決議の円滑かつ適切な運用に必要な事項につき、その考え方や取扱いを定め、もって投資者の利便や発行会社の実務に資することを目的とします。
- ・ なお、このガイドラインは、発行会社が行う IR 活動の要件や方法等の取扱いを定めるものであり、発行会社が必要と判断する場合には、このガイドラインに定めるもの以外の IR 活動を実施することを妨げるものではありません。

2．用語の意義

(1) IR 活動（理事会決議 2．）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、投資者等に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は「登録銘柄の投資に関する説明会に相当する活動」のいずれかを実施すること、をいう旨規定しています。

(2) IR 資料（理事会決議 2．）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「IR 資料」とは、発行会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等が適切に発行会社の現状を理解し、評価することができるための資料として作成されたもの、をいう旨規定しています。

[IR 資料の範囲]

- ・ IR 資料とは、第一義的には、紙媒体の書類又は電子媒体のファイルやデータであって、以下のような資料が対象となります。ただし、以下の資料は、あくまで具体例の一部に過ぎませんので、発行会社の創意工夫などにより、IR 資料となり得る範囲は、これに限定されるものではありません。

IR 資料の具体例

会社（又は決算）説明会資料、会社（又は決算）説明会補足資料、事業報告書、
アニュアルレポート、ファクトブック、会社説明用 AV ソフト、株主通信などの資料（その他これらの資料を IR 活動用に加工したものを含みます。）

[作成する IR 資料]

- ・ 一般に、有価証券報告書や決算短信といった制度開示に係る資料は、IR 活動における基礎資料とされているものですが、IR 活動においては、それらの定型的な方法・様式による情報の提供にとどまらず、各発行会社の業種・業態や企業業績などに応じ投資者等が必要としている会社情報を、わかりやすく提供していくことが求められています。このため、有価証券報告書等の制度開示に係る資料を IR 資料として利用する場合であっても、投資者等の利便性を考慮し、例えば、図表・グラフ等を用いた説明会資料、また、将来見通しや企業価値の分析を行う際に参考となるような将来予測や経営成績等に関する参考データや文章情報等を記載した詳細な説明会補足資料を、積極的に作成・提供してください。

[IR 資料に掲載する内容]

- ・ IR 資料に掲載する内容についても、各発行会社の判断に委ねられますが、発行会社に対する投資に際して投資判断の参考となるような情報（例えば、最近の業績動向を中心に、経営ビジョンや経営方針、経営戦略、経営計画、研究開発活動、将来の設備投資や人材投資、販売戦略などが考えられます。）を積極的に取り入れて説明してください。
- ・ 別の「参考例」は、発行会社が初めて決算説明会資料を作成する際の参考として提示するものです。このため、決算説明会資料の作成の経験のある発行会社においては、創意工夫のもと、理事会決議の趣旨を考慮して、必要な項目の追加等を行うこと、又は自社独自で作成した説明会資料を利用してください。
- ・ 今後、説明会資料の充実に向けて検討の参考となるよう、各発行会社の説明会資料の事例については、(株)ジャスダックのホームページにおいて、随時紹介していく予定です。
- ・ 本協会の定める「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3。以下「適時開示規則」といいます。）により適時開示が求められている基準に該当する未発表の会社情報（特に M&A や新製品の販売など）については、IR 資料の公開に先立って、事前に適時開示規則に基づく開示を行う必要がありますので、当該会社情報の発表前に IR 資料に掲載しないでください。

(3) 投資者等（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「投資者等」とは、個人投資家、機関投資家（注 1）証券アナリスト（注 2）、取引先（注 3）又は株主、をいう旨規定しています。

（注 1） 機関投資家とは、証券取引法第 2 条第 3 項に規定する適格機関投資家（具体的には、証券会社、投資信託委託業者、銀行、保険会社、信用金庫等、投資顧問業者など）その他これに相当する者をいいます。

（注 2） 証券アナリストとは、証券分析業務に従事する者をいいます。

（注 3） 取引先とは、発行会社と売上又は仕入の取引関係を有する取引先をいいます。

[投資者等の範囲]

- ・ 個人投資家や機関投資家ではない投資家（例えば、事業法人の投資家や投資事業組合など組合形式の投資家等）についても、投資者等の範囲に含まれます。
- ・ 証券アナリストとは、証券分析業務に従事する者をいい、具体的には、社団法人日本証券アナリスト協会の法人会員や個人会員などがこれに相当します。
- ・ 取引先には取引金融機関も含まれます。また、取引先が発行会社の親会社や子会社又は関連会社など、当該発行会社の属する同一企業グループにおける会社や法人である場合には、当該会社や法人は投資者等の範囲には含まれません。
- ・ IR 活動の趣旨に鑑み、特定の投資者等に対する IR 活動に偏ることのないように努めてください。

(4) 登録銘柄の投資に関する説明会の開催（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」とは、発行会社が、投資者等を対象として、登録銘柄の投資に関する説明会を開催すること、をいう旨規定しています。

[説明会開催の周知対象]

- ・ IR 活動は、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーション手段であり、その観点からは、経営者自身が直接投資者等に対し説明を行うとともに、投資者等から意見を聴取することが非常に有用であると考えられます。発行会社の適正な評価にあたっては、できる限り広範囲の投資者等との意見交換を行うことが望まれます。
- ・ このため、理事会決議においては、開催の日時や場所、対象者や参加者の属性・人数、使用する IR 資料などについて、特段の制約はありませんが、説明会の開催に際しては、発行会社が、（ダイレクト又は電子）メールやホームページ（インターネット

ト上に開設されたホームページをいいます。以下同じ。)での告知など、できる限り広範囲に説明会の開催を周知し、多くの投資者等に出席をしていただくことが肝要と考えられます。

[説明会における説明者]

- ・ IR 活動においては、上述のとおり、経営者自身が直接投資者等に対し説明を行うことは、非常に有用であると考えられますので、説明会における投資者等への説明は、できる限り、発行会社の代表者が行うようにしてください。ただし、やむを得ない事情により、代表者が説明を行うことが困難である場合には、代表者に準じる方が行うようにしてください。

[説明会の範囲]

- ・ 説明会の範囲については、現在、定着しつつある決算説明会や会社説明会が含まれるほか、証券会社の顧客を対象とする説明会や、投資者等を対象とする工場、設備、店舗等の見学会の形式を兼ねた説明会、主要取引先を含む取引先を対象とした説明会なども、その範囲に含まれます。
- ・ 株主総会については、近年、IR 活動の場として、注目を集めつつありますが、株主総会自体は、あくまで商法上の意思決定及び報告のための機関ですので、説明会の範囲には含めないこととします。ただし、株主総会後に株主を対象として投資に関する説明会（懇親会の形式のものを除きます。）を開催する場合については、その範囲に含めることとします。
- ・ 企業グループにおいて複数社合同で説明会を開催する場合、又は証券会社や IR 支援会社など発行会社以外の第三者が主催する合同説明会において説明会を開催する場合については、発行会社が単独で説明会を開催したと同等の内容を実施するものである場合には、説明会の範囲に含めることとします。
- ・ 証券アナリストなど、あらかじめ特定の少数者を対象とした、いわゆるスモールグループ・ミーティングや個別面談については、説明会の範囲には含まれません。ただし、例えば、個人投資家向け説明会などは、説明会の範囲に含めることとします。
- ・ 報道機関や情報ベンダーなどを対象とした記者会見については、参加者数の多寡にかかわらず、説明会の範囲には含まれません。

[説明会の対象者数の目安]

- ・ 説明会参加の対象者数については、上述の観点から、著しく少人数を対象とした説明会は望ましくありませんので、最低限 50 名（又は 50 社。以下同じ。）以上の参加を目安として参加を募ってください。ただし、50 名以上の参加を募ったものの、結果的に 50 名未満の少人数となってしまった場合でも、やむを得ないものと考えており

ます。

説明会の開催場所の御紹介

説明会の開催場所については、(株)ジャスダックで紹介しております。また、(株)ジャスダックでは、説明会の開催の推進に向けた環境整備の一環として、複数の発行会社による合同説明会の開催を企画するなど、発行会社へのサポートを随時実施していきます。

(5) 登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」とは、発行会社が、自社のホームページにおいて、IR 資料を掲載することにより、説明会の開催と同等の効果があると認められる活動を行うこと、をいう旨規定しています。

[自社ホームページへの IR 資料の掲載]

- ・ 自社ホームページへの IR 資料の掲載に際しては、自社ホームページに「IR 活動」や「IR 通信」といった IR 専用ページを設けるなど、IR 活動及びその内容が掲載されていることを明確にした上、IR 資料などの IR 情報を掲載してください。
- ・ また、自社ホームページへの IR 資料の掲載が説明会の開催と同等の効果を得られるよう、そのホームページには、発行会社と投資者等とのコミュニケーションを可能とする手段として、FAQ（よくある質問と答え）や電子メールを用いた問い合わせ窓口を設置するなど、できる限り発行会社と投資者等との双方向のツールを設置してください。
- ・ IR 資料は、発行会社が継続的かつ安定的に運営するホームページ（注）において、掲載するようにしてください。

（注）発行会社が継続的かつ安定的に運営するホームページには、当該発行会社との契約に基づき、そのホームページの運営を委託している会社や法人などが開設するホームページも含まれます。

[自社ホームページに掲載する IR 資料の内容]

- ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」は、近年、インターネットなどの電子情報媒体の急速な普及により、各発行会社のホームページを活用した IR 活動の重要性が高まっていることや、開催場所が確保できないなど物理的な理由等により「登録銘柄の投資に関する説明会」を開催することができない場合があることなどを踏まえ、IR 活動の一手段として規定しております。一方で、IR 活動は投資者等との直接的なコミュニケーションの手段であることを踏まえると、「登録銘柄の投資

に関する説明会の開催に相当する活動」の実施に際しては、当該説明会資料の掲載が説明会の開催と同等の効果を得られるよう、当該説明会資料の掲載に加え、当該説明会資料を補足する資料（例えば、説明会を開催した場合における説明者の発言趣旨に相当する文章情報や補足データなど）を併せて掲載してください。

（６） IR 活動期間（理事会決議 ２． ）

〔 理事会決議の内容 〕

- ・ 理事会決議において、「IR 活動期間」とは、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの期間、をいう旨規定しています。

〔 IR 活動期間の設定 〕

- ・ 上述のとおり、主な IR 活動としては、現在、決算説明会や会社説明会が定着しつつありますが、そもそも IR 活動は、投資者等が発行会社の現状を適切に理解・評価するために、発行会社が継続的に行う情報提供活動全般を意味しております。このため、例えば、四半期情報開示制度のような決算に関係するような制度においては、通常、各発行会社の事業年度を基準とする期間設定を行いますが、IR 活動については、その趣旨に鑑み、各発行会社の事業年度に関係なく、一律に設定しております。

３．発行会社による IR 活動の実施

（１） 発行会社による IR 活動の実施（３．（１））

〔 理事会決議の内容 〕

- ・ 理事会決議において、発行会社は、IR 活動期間（毎年４月１日から翌年の３月 31 日までの期間）において、少なくとも２回以上、IR 活動を実施するものとする、旨規定しています。

〔 IR 活動の実施回数 〕

- ・ IR 活動の実施を「少なくとも２回以上」としているのは、各発行会社の重要イベントと考えられる本決算及び中間決算に係る説明会を想定して、２回という回数を設定しております。
- ・ 当然ながら、上記の実施回数は、最低限求められるものですので、その回数にとらわれることなく、各発行会社が置かれている状況などを踏まえ、自由かつ積極的に IR 活動を実施してください。

（２） IR 活動の実施内容に関する本協会への報告（３．（２）及び（３））

〔 理事会決議の内容 〕

- ・ 理事会決議において、発行会社は、当該理事会決議に規定する IR 活動を実施した

場合には、IR 活動の実施時期、実施方法、実施内容、対象者や参加者の属性・人数などについて、遅滞なく本協会に報告するとともに、IR 資料等の提出を行うものとする、旨規定しています。

- ・ また、報告した内容や提出した IR 資料について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、変更又は訂正後の報告及び提出を行うものとする、旨規定しています。

[報告の内容及び方法]

- ・ 理事会決議に規定する IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施時期（実施年月日）、実施方法（説明会の開催かホームページにおける IR 資料の掲載かの別）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、対象者や参加者の属性・人数などについて報告する必要があります（実際の報告先は、本協会が JASDAQ 市場の運営業務を委託している(株)ジャスダックとなります。以下報告先・届出先について同じ。）。
- ・ IR 活動の実施内容等に関する報告については、すべての発行会社が作成する最新の IR 資料を縦覧することにより、投資者等の利便性を向上させ、より適切な発行会社に対する理解・評価に資すると考えられることから、遅滞なく行ってください。ただし、発行会社による実務が定着するまでの暫定的対応として、遅くとも、その実施日（説明会の開催日又は自社ホームページへの IR 資料の掲載日）から起算して2週間を目安に、本協会に報告してください。
- ・ IR 活動の実施に関する報告等については、所定の様式・方法等により行ってください。

[IR 資料の「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」の取扱い]

- ・ IR 資料に掲載されている内容が、その後の事業の進捗状況により変更される場合（例えば、掲載している業績予想が修正される場合など）には、少なくとも、その内容が IR 資料を使用した日（説明会の開催日又は自社ホームページへの IR 資料の掲載日）現在の情報である旨を、IR 資料又は自社ホームページへ明記するなどの対応をとってください。なお、既に掲載している IR 資料の内容の変更を求められるものではありません。

(3) IR 活動の実施内容に関する自社ホームページへの掲載（3.(4)及び(5)）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、IR 活動のうち「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」を実施した場合には、自社のホームページにおいて、その実施した日から1年間、IR 資料を掲載するものとする、旨規定しています。
- ・ また、自社のホームページにおいて、IR 資料を掲載している場合に、その IR 資料に変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、変更又は訂正後の IR 資料を掲載する

ものとする、旨規定しています。

[IR 資料の掲載期間等]

- ・ IR 資料の掲載期間は、IR 活動期間を 1 年間としていることを踏まえ、同様に、実施した日から 1 年間としていますが、投資者等の利便性の観点からは、過去の IR 活動の内容との比較可能性や IR 活動への取組みに対する積極性を判断することが可能となるよう、少なくとも 1 年以上（複数回実施された IR 活動に係る IR 資料を）積極的に掲載することが望ましいと考えております。

(4) 報告内容の整理・保存

- ・ 発行会社は、登録銘柄の投資に関する説明会の招集・開催を行った場合には、以下の記録を作成・保存し、IR 担当役員がこれを管理してください。
 - a. 招集通知又は招集の記録（招集日、対象者等）
 - b. 配付資料又は配付資料一覧
 - c. 説明会の記録（日時、場所、説明者、内容の概略、出席者の属性や人数等）
- ・ 上記 a から c までの記録は、本協会が必要と認めて報告を求めた場合には、当該記録を提出してください。

4. (株)ジャスダックのホームページにおける「財務情報等の入力ページ」(IR 入稿システム)への入力要請

(1) 「財務情報等の入力ページ」(IR 入稿システム)における「ファクトシート」への入力要請

- ・ 現在、(株)ジャスダックにおいては、同社ホームページにおいて、各発行会社のファクトシート(各発行会社の株価、事業内容や財務データなどの各種情報)を設けています。同ファクトシートは、すべての発行会社の各種情報を横断的に掲載するものですので、投資者等の利便性の観点から、このガイドラインの適用以降、できる限り同ファクトシートへの入力を実施していただきますようお願い申し上げます。

(2) 「財務情報等の入力ページ」(IR 入稿システム)における「IR カレンダー」の設置及び入力要請

- ・ (株)ジャスダックでは、各発行会社の財務情報等の入力ページにおいて、新たに「IR カレンダー」を設置することを予定しております。これは、会社説明会の開催など IR イベントの実施予定を掲載するものであり、これにより、同社のホームページにおいて、投資者等は、すべての発行会社及び各発行会社による IR 活動の予定を横断的に閲覧することが可能となります。このため、発行会社の皆様におかれましても、積極的に IR カレンダーを活用していただきますようお願い申し上げます。

5．IR 担当役員等の設置等

(1) IR 担当役員等の設置

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、自社の IR 活動に関し責任を負う「IR 担当役員」（具体的には、取締役、執行役又は執行役員など）と、自社の IR 活動に係る本協会との連絡を掌る「IR 事務連絡責任者」を、それぞれ1名以上選定し、本協会に届け出るものとする、旨規定しています。
- ・ また、届け出た内容について変更又は訂正がある場合も、その旨届け出るものとする、旨規定しています。

[IR 担当役員等の選定等]

- ・ IR 活動の着実な推進と責任ある取組みを促す観点から、各発行会社に、IR 担当役員及び IR 事務連絡責任者を選任していただくこととします。
- ・ IR 担当役員等の届出については、所定の様式・方法等により行ってください。

[IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務]

- ・ IR 担当役員は、IR 活動においては、経営者自身が投資者等とのコミュニケーションを図る IR 活動の主体者となることから、発行会社の代表者又はこれに準じる方に就任していただくことが望ましいと考えられます。
- ・ 一方、自社の会社情報の適時開示等に責任を負う「情報開示担当役員」は、適時開示等に関する代表者に対する牽制機能とその責任の明確化の観点から、従来より、代表者以外の方の就任をお願いしております。
- ・ このため、代表者の方が IR 担当役員を務める場合には、「情報開示担当役員」を兼務しないようにしてください。ただし、情報開示担当役員のほかに適切な人材がいない、又は情報開示担当役員が適任であるなど、投資者に適切な対応が可能であると発行会社各社が判断している場合には、情報開示担当役員が IR 担当役員を兼務することを妨げるものではありません。

6．IR 活動への適切な対応

(1) IR 活動優良会社の表彰制度

- ・ (株)ジャスダックでは、IR 活動期間を通じて、その IR 活動について、投資者等からの支持が多かった発行会社に対して、IR 活動に関する表彰制度を創設いたします。具体的には、公正・中立に配慮された IR 表彰委員会（仮称）を設置し、IR 活動期間を通じて IR 活動への取組みに優れ、投資者等からの支持が多かった発行会社に対して、表彰を行うことを予定しております。詳細については、今後、細目を詰めた上で、公表させてい

ただく予定です。

(2) IR 活動を適切に行わない場合の勧告制度(理事会決議 5.)

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社が IR 活動を適切に行わなかった場合で、本協会が必要と認めるときは、その発行会社に対して、IR 活動の実施に関する勧告を行うことができる、旨規定しています。
- ・ また、勧告を行った後、1 か年以内において、その勧告に沿った対応が発行会社により行われない場合又は行われない見込みであるときは、本協会は、発行会社の社名、勧告の内容、社名公表に至った理由などについて、公表をすることができる、旨規定しております。

7. IR 資料の公衆縦覧(理事会決議 6.)

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、本協会では、発行会社より提出を受けた IR 資料その他必要資料について、その資料の提出を受けた日から3年間、公衆の縦覧に供するものとする、旨規定しております。

[IR 資料等の縦覧方法]

- ・ IR 資料等は、(株)ジャスダックのホームページに設置する各発行会社の「財務情報等のページ」に掲載する予定であり、また、本協会の開設する有価証券報告書等縦覧室(発行会社の法定開示資料や適時開示資料を公衆縦覧する場所)でも縦覧する予定です。

8. 適用時期及び経過措置

(1) 適用時期(付則第1項)

[理事会決議の内容]

- ・ このガイドラインは、理事会決議の施行時期(平成 16 年 4 月 1 日)に併せて適用します。

(2) 経過措置(付則第2項、第3項)

[理事会決議の内容]

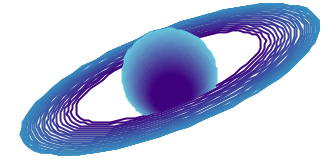
- ・ 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの IR 活動期間においては、IR 活動の実施回数を「少なくとも1回以上」とします。
- ・ IR 活動を適切に行わない場合の勧告制度については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する IR 活動期間から適用します。

[経過措置の考え方]

- ・ 経過措置は、今般の IR 活動の制度化を機に IR 活動を開始する各発行会社が、その開始に当たって、投資者等にとって適切と考えられる自社の IR 活動の内容を事前に検討することができるよう設けているものです。したがって、既に IR 活動を実施している発行会社や実施することが可能な発行会社においては、上記の経過措置にかかわらず、IR 活動を「少なくとも 2 回以上」実施してください。

以 上

参考例

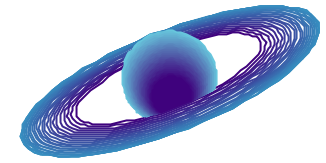


平成 * * 年 * 月期
決 算 説 明 会 資 料

平成 * * 年 * * 月 * * 日

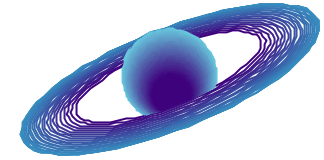
* * * * * 株 式 会 社

JASDAQ
Listed Company 1234



平成 * * 年 * 月期 決算概要

平成 * * 年 * 月期の総括



今期の業績は、* * * 関連製品需要の堅調な進展により、売価と共に操業度が向上し、売上高は予想を上回り、経常利益、当期純利益は30%の増加となりました。

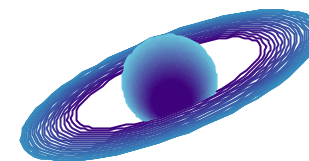
売上の増加となる中、厳しい情勢下でも収益が確保できるプラットフォームを作るため、* * * 部門のアウトソースにより、固定費の8%を変動費化しました。今後も同様アウトソースを進める予定です。

また、全社を挙げてコスト削減策を積極的に進め、粗利益率の改善や、営業経費の削減をはかった結果、高収益を維持することができました。

<今期のトピックス>

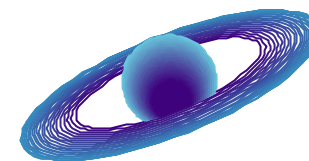
- ・ ○年○月 * * * * * * * * * * * * * * * * *
- ・ ○年○月 * * * * * * * * * * * *
- ・ ○年○月 * * * * * * * *
- ・ ○年○月 * * * * * * * * * * * * * *

平成 * * 年 * 月期 損益計算書



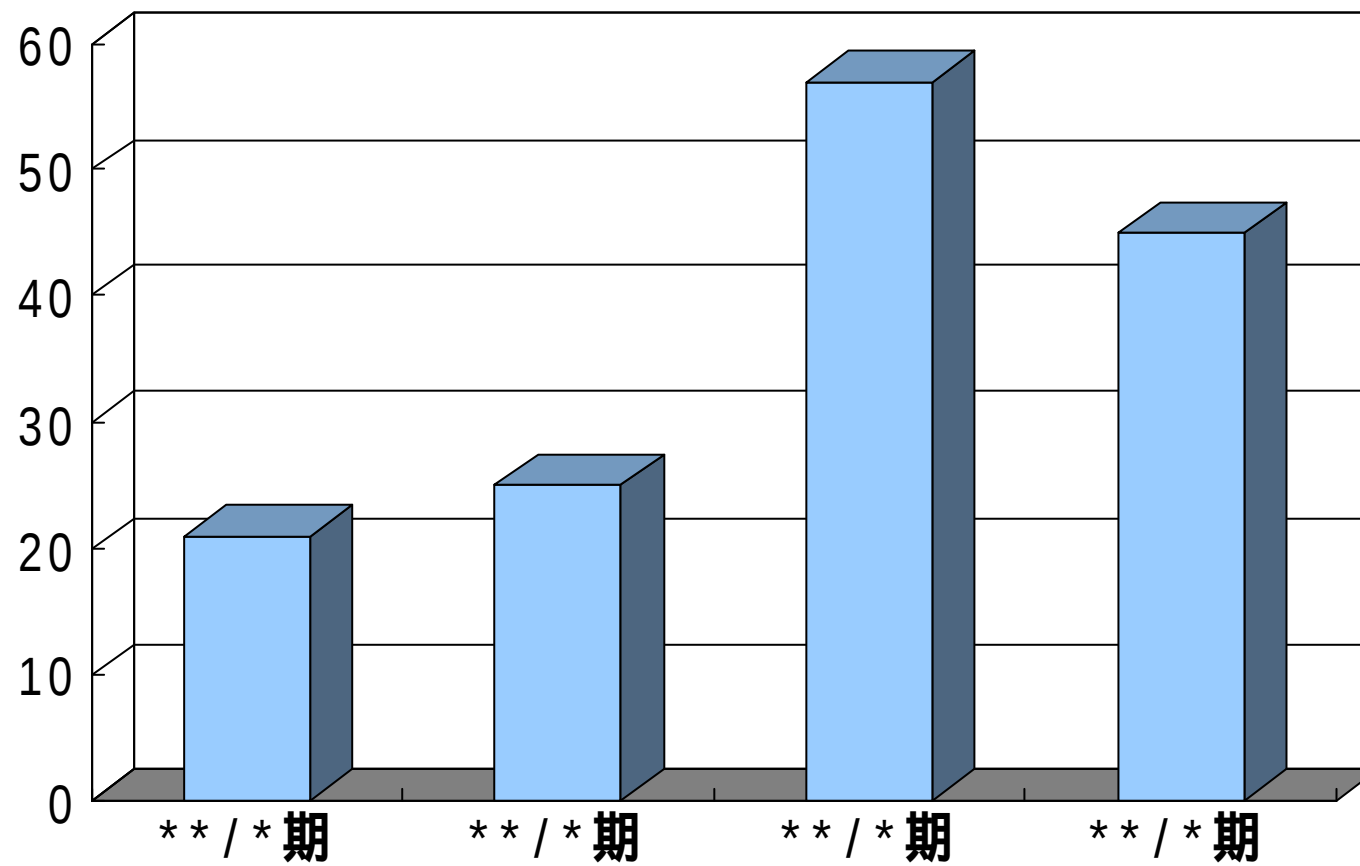
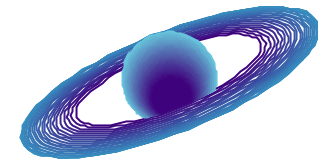
	今 期	前 期	前期比	備 考
売上	***,***	***,***	***.*%	〇〇の影響
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	

平成 * * 年 * 月期 貸借対照表

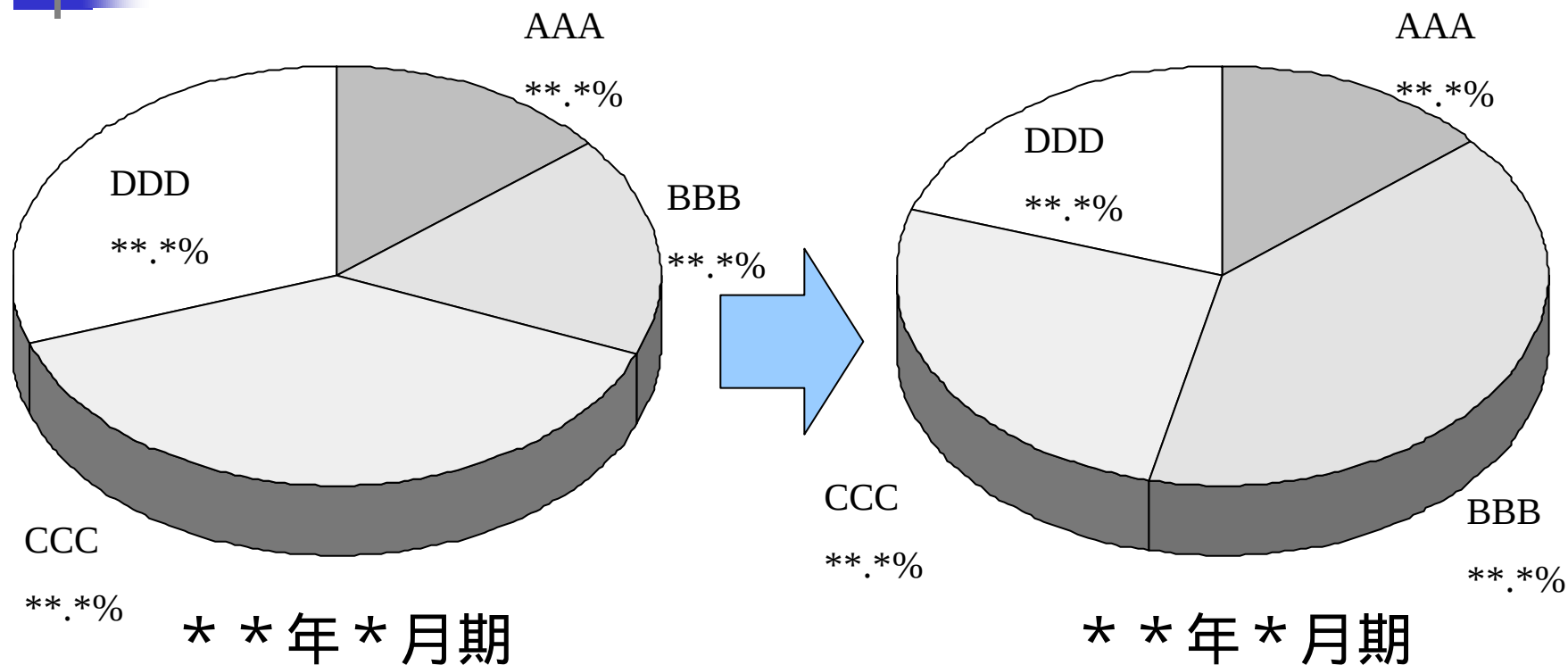
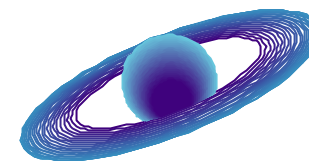


	今 期	前 期	増 減	備 考
流動資産	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	
○ ○ ○	***,***	***,***	**,**	

売上の推移

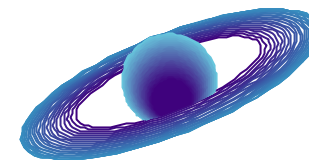


売上構成比の比較



■ 要因分析

セグメント別分析



■ A A A事業

* * * * *

* * * * *

* * * * *

■ B B B事業

* * * * *

* * * * *

* * * * *

■ C C C事業

* * * * *

* * * * *

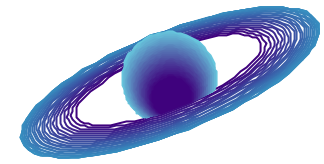
* * * * *

■ D D D事業

* * * * *

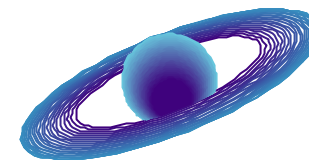
* * * * *

* * * * *



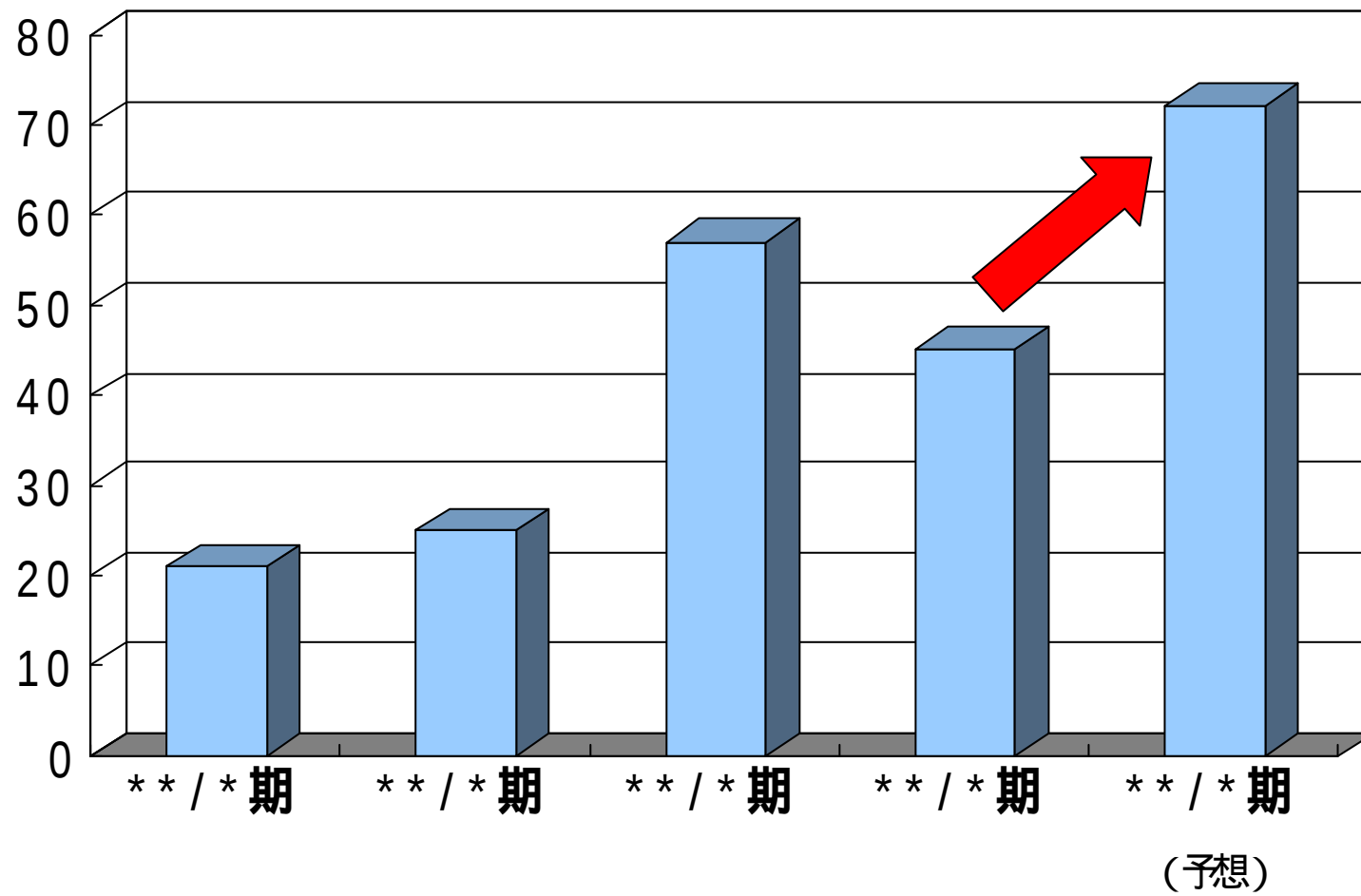
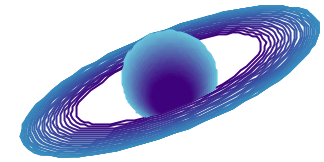
平成 * * 年 * 月期 業績予想

平成 * * 年 * 月期の業績予想

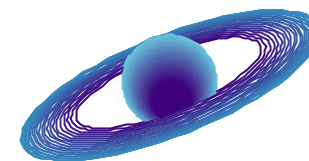


	今 期	来期(予)	前期比	備 考
売上	***,***	***,***	***.*%	〇〇の拡大
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	
〇 〇 〇	***,***	***,***	***.*%	

売上の推移(予想)



セグメント別事業計画



■ AAA事業

* * * * *

* * * * *

* * * * *

■ BBB事業

* * * * *

* * * * *

* * * * *

■ CCC事業

* * * * *

* * * * *

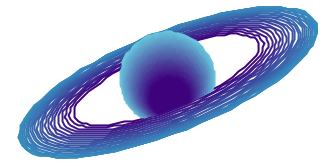
* * * * *

■ DDD事業

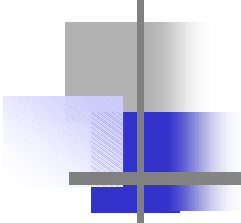
* * * * *

* * * * *

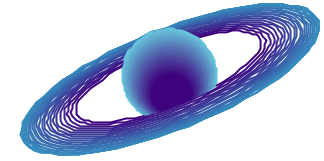
* * * * *



参 考



当社の経営方針・中期経営計画



■ 今後の経営方針

弊社は、創業以来一貫して、* * * の分野で製品・技術の開発に取り組んでまいりました。主力製品「* * *」は、高速・低コストでビジネスを実現するソリューションです。現在、世界120の国と地域で幅広くご活用いただいています。

デジタルネットワーク環境は当社のビジネスにとって格好の追い風となり、この好機を捉えてまいる所存です。

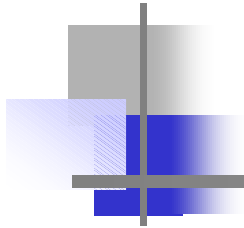
■ 中期経営計画

(1) コアビジネスの収益強化

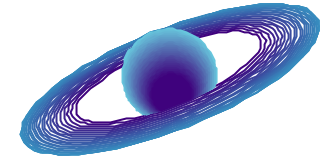
バランスのとれた安定的な収益の確保という観点から、主力製品「* * *」のコストダウンを図り、収益力を強化します。

(2) 新たなビジネスへの挑戦

間もなく開発を終える予定の新製品「* * *」は、平成* * 年第2四半期を目途に投入を予定しています。



○ × 業界の動向

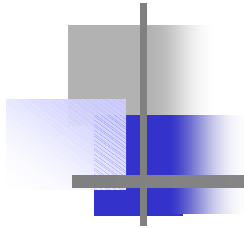


■ 国内 ○ × 市場の現状

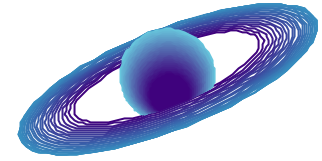
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

■ 海外 ○ × 市場の現状

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *



FAQ



Q1 なぜ、*****？

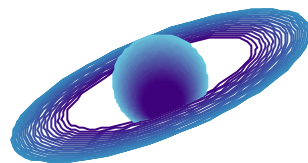
A1 *****
*****。

Q2 *****はどう考えますか？

A1 *****
*****。

Q3 *****について教えてください。

A3 *****
*****。



本資料に関するお問い合わせ

* * * * 株式会社

広報・IR室

TEL : 03 - 1234 - 5678

E-mail : ir@abcdefgh.co.jp

「JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備について」
に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方等について

平成 16 年 3 月 31 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会におきましては、JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備につきまして、3 月 10 日から 3 月 19 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。この間に寄せられたコメントは 5 件（3 社）で、それらに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1．IR 活動の制度化の是非について（1 件）

- ・ IR 活動の必要性は理解できるが、本来任意開示である IR 活動について、要件や方法等を定めることは相容れないものではないか。IR 活動は、コストを伴うものであり、生産性のある活動ではない。株主から出資を受けている資金をどのように使用するか（IR 活動の実施の有無や実施する内容）については、各社が判断・決定すべきことではないか。
- ・ 総じて協会や㈱ジャスダックができることは、これまで IR 活動を実施していない企業に対するサポート（無料での動画配信や会場の貸出し等）を行い、人件費を含む総コストに見合う実効性のある活動足らしめることではないか。

証券市場における流動性の向上と円滑・公正な価格形成は、市場における需給の拡大を目的として投資者数を拡大させることや、価格形成に反映する投資者の投資判断の多様化を図ることにより、その実現を期待することができます。その前提として、幅広い投資者層に対して取引参加機会を拡大させるためには、投資対象となる有価証券について、適時・適切に投資判断情報が提供されていること、また、発行会社と投資者とがコミュニケーションを図ることにより、投資者がその投資判断情報を適切に理解・評価することを可能とすることが必要不可欠の要件となります。

特に、近年の企業業績、企業を取り巻く経営環境や企業の業容が急速に変化し得る状況では、投資者がより適正に企業の現状を理解・評価するためには、IR 活動などにより、投資者等が必要としている会社情報を適時・公平・継続的に、かつ、わかりやすく提供することに加え、投資者等への説明や意見交換等などを通じて、投資者等とのコミュニケーションを図っていくことが必要とされております。具体的には、IR 活動体制の拡充、説

明内容の充実や積極的な情報開示を行うといった、情報提供の方法や姿勢に対する改善を求める声が高まっております。

本協会といたしましても、発行会社各位による積極的な IR 活動を通じた情報提供は、より広範な会社情報の伝達や企業に対する理解促進の観点からも、極めて有用であると考えております。このような観点から、今般、本協会では、IR 活動を制度化し、発行会社各位にその実施をお願いするものであります。

御指摘のとおり、発行会社が行う IR 活動につきましては、投資者等に対し提供される情報の内容や量、提供の方法などは定められておりませんが、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーションを図ることが重要とされております。このため、本協会では、今般の制度化に際し発行会社各社に最低限実施していただきたい IR 活動を、発行会社各社が投資者等とのコミュニケーションを図ることを可能とする投資者等に対する説明会の開催、又は説明会の開催と同等の効果が得られるような自社ホームページへの IR 資料の掲載、のいずれかを実施することと規定いたしました（「IR 活動の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）はじめにを併せて御参照ください。）。

コスト面の御指摘につきましては、関係諸機関との連携などを通じた合同の説明会・地方での説明会の開催など、可能な限り低コストな IR 活動を実施することができるよう、(株)ジャスダックによるサポート体制の充実などの各種対応を図って参りたいと考えております。

また、今般の制度化におきましては、インターネットを利用した情報提供が広範囲かつ迅速な情報提供手段として重要視されており、かつ、低コストな情報提供を可能とすることから、自社ホームページへの IR 資料の掲載につきましても、IR 活動の範囲に含めることとしております。

当然ながら、IR 活動の本旨に照らして、発行会社各位が必要と判断する場合には、本協会諸規則に定める以外の IR 活動の実施を妨げるものではありませんし、実施していただくことが望ましいと考えております。

本協会といたしましては、投資者等への IR 活動の事例の紹介や IR 活動の実施状況の調査・公表などを通じて、発行会社各位による IR 活動が意義のあるものとなるよう、対応を図って参りたいと考えております。

2. IR 活動の実施状況に関する報告について（１件）

- ・ 協会に対する、IR 資料の提出を含む IR 活動の実施に関する報告を求めているが、これはどのような理由によるものか。

IR 活動の実施に関する報告を求めている理由としては、管理上の目的、IR 資料の公衆の縦覧、及び IR 優良会社への表彰制度、といった３点があげられます。

「管理上の目的」につきましては、発行会社各社が本協会諸規則に定める IR 活動を実施状況につきまして、本協会として把握することを目的としております。これらの報告内容は、今後、継続的に実施する予定である発行会社による IR 活動の実施状況に関する調査や、平成 18 年 4 月以降実施を予定している IR 活動の実施に関する勧告制度における基礎資料となるものです。

「IR 資料の公衆の縦覧」につきましては、発行会社各位より提出を受けた IR 資料を、有価証券報告書等縦覧室における紙媒体での公衆の縦覧に供すること、また、(株)ジャスダックのホームページにおいて掲載することにより、横断的な IR 資料の縦覧といった投資者等の利便に供するとともに、発行会社各位への事例の紹介という形で実務の参考に資するものと考えております。

「IR 優良会社への表彰制度」につきましては、今後、創設を予定している表彰制度の基礎資料とするものです。この表彰制度は、すべての発行会社が投資者等から信頼を得るために必要な方策の一つとして創設するものであり、ひいては、JASDAQ 市場全体の IR 活動の活性化に寄与するものと考えております。

3. IR 担当役員の設置について（3 件）

（1） IR 担当役員の責任について

- ・ IR 担当役員は「IR 活動に関し責任を負う」とされているが、誰に対してどのような責任を負うのか。

（2） IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務について

- ・ IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務を原則禁止している理由は何か。
- ・ 証券市場における情報開示と IR 活動は、形式的に異なる部分があるにせよ、情報の管理や投資者に対する情報提供といった観点からは、共通の業務を多く含んでいると考える。また、JASDAQ 市場に公開しているような企業の多くは、比較的企業規模が小さく、管理担当部門の取締役は 1 名のケースが多く、IR 担当部門の取締役を別に選任することは、コスト面からも非現実的である。
- ・ また、情報開示と IR 活動は、ともに担当役員のほか、事務連絡責任者（実務担当者）を設けることとされているので、実務上も特に問題が発生することはないのではないか。

IR 担当役員の設置につきましては、JASDAQ 市場における IR 活動の着実な推進と発行会社各社による投資者等の市場参加者に対して責任ある IR 活動への取組みを促す観点から、規定を新設するものであります。

また、IR 担当役員と情報開示担当役員の兼務は禁止されているものではありません。

今般の IR 活動の制度化に際しましては、ガイドライン 5.（1）[IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務] に記載のとおり、IR 活動におきましては、発行会社の代表者である経営者自身が投資者等とのコミュニケーションを図る IR 活動の主体者となることから、発行会社の代表者又はこれに準じる方に就任していただくことが望ましいと考えております。

一方、情報開示担当役員は、過去に発生した不適切な開示事例（代表者が十分な事実確認を行わず、独断先行的な会社情報の公表を行った事例）を受け、情報開示に関する代表者に対する牽制作用とその責任を明確化する観点から、従来より、代表者以外の方に就任をお願いしております。

このため、代表者が IR 担当役員を務める場合には、情報開示担当役員を兼務されない

ようお願いするものでありますが、御指摘のとおり、適時開示と IR 活動は、投資者への情報提供や、提供する情報の基礎となる会社情報が同一であるといった観点からは、密接な関係を有しておりますので、情報開示担当役員の他に適切な人材がない、又は情報開示担当役員が適任であると（各社が）判断しているなど、投資者等への適切な対応が可能である場合には、情報開示担当役員が IR 担当役員を兼務することは妨げられるものではありません。

なお、上述の趣旨がより明確となるよう、ガイドラインを一部修正いたします。

以 上

JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備に対するパブリック・コメントの募集期間に寄せられた主な御質問と、それらに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1．証券会社や IR 支援会社などが主催する合同説明会について

- ・ 当社は、証券会社や IR 支援会社、日本証券アナリスト協会など自社以外の第三者が主催する、又は出席者を募ってもらっている（合同）説明会において会社説明会を開催しているが、これを協会諸規則上の説明会の開催とみなしてよいのか。

ガイドライン 2. (4) [説明会の範囲] に記載のとおり、証券会社の顧客を対象とする説明会なども、説明会の範囲に含めて差し支えありません。

なお、発行会社以外の第三者が会社説明会等を主催する場合には、発行会社自身による説明や参加者との質疑応答など、発行会社が単独で説明会を開催したと同等の内容を実施するようにしてください。

上述の内容がより明確となるよう、ガイドラインを一部修正いたします。

2．IR 活動の実施に関する報告の簡素化及び報告時期の柔軟化について

- ・ IR 活動の実施に関する協会への報告について、遅滞なく報告するものとするがあるが、報告内容の簡素化や報告時期の柔軟化を図っていただきたい。例えば、決算説明会を実施する場合には、株主総会や四半期開示の対応などがあるほか、JASDAQ 市場に公開しているような比較的小規模な企業においては、人的資源が限定されており、迅速に対応することは難しいので、発行会社の実務を考慮していただきたい。

パブリック・コメントに対する本協会の考え方 2. に記載のとおり、本協会におきましては、管理上の目的、IR 資料の公衆の縦覧、及び IR 優良会社への表彰制度、を目的として、発行会社各社より、IR 活動の実施に関する御報告をお願いする予定であります。その際に御提出いただく IR 資料につきましては、投資者等の利便性の観点から、すべての発行会社の IR 資料を横断的に縦覧することができるよう、有価証券報告書等縦覧室において公衆の縦覧に供するとともに、(株)ジャスダックのホームページに掲載いたし

ます。また、発行会社各位による迅速な御報告により、投資者等は常に最新の情報に基づき理解・評価することが可能となることから、結果として、発行会社各位にとっても有用であると考えられますので、IR 活動の実施状況につきましては、遅滞なく報告してください。ただし、発行会社各社の実務が定着するまでの暫定的対応として、遅くとも、IR 活動の実施日（説明会の開催日又は自社ホームページへの IR 資料の掲載日）より起算して 2 週間を目安に、本協会に報告してください。

なお、本協会への報告内容等につきましては、今後、IR 活動の実施状況などを踏まえ、必要に応じて、適宜見直しを図ってまいります。

上述の報告時期につきましては、ガイドライン 3 . (2) に追加いたします。

3 . IR 資料の「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」の範囲について

- ・ IR 資料の「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」とは、業績予想の修正も含まれるのか。IR 資料には、その段階での業績予想を掲載することが想定されるが、その後の事業進捗によっては当初の業績予想が修正されることがあり、それに伴って、過去に掲出した IR 資料を修正することは、決算短信等の業績予想欄の数値を変更することと同じと考えられ、妥当ではないと思われる（無論、当該資料には、その後に修正が行われている旨を注記するなどの手当は必要と思われる。）。

業績予想の修正等につきましては、IR 資料の「変更又は訂正すべき事項が生じた場合」には含まれません。御指摘のとおり、IR 資料は、基本的には、説明会の開催時点（又は自社ホームページへの掲載時点）における最新の情報を掲載するものであり、その後の事業の進捗状況によっては、当然にその内容が変更されることはあり得ると考えております。したがって、業績予想の修正等に伴い、必ずしも、既に開催又は掲載している IR 資料を変更する必要はありませんが、自社ホームページに掲載する場合にあっては、少なくとも、当該 IR 資料に掲載されている内容が開催日又は掲載日時点の情報である旨を IR 資料若しくは自社ホームページに明記するなどの対応をお願いいたします。

本項目の内容につきましては、ガイドライン 3 . (2) に追加いたします。

4．IR 担当役員の届出時期について

- ・ IR 担当役員の届出について、当社は、毎月月末に定例で開催する取締役会において、その設置を決定する予定であるため、4月1日までに実施することは物理的に不可能であるが、それは許容されるか。

IR 担当役員の設置につきましては、発行会社各社の機関決定を求めるものではありませんが、発行会社各社の判断により、機関決定が必要である場合には、当該機関決定後、速やかに届け出てください。また、その他合理的な事由により4月1日以降、速やかに届け出いただくことが困難である場合には、困難な事由を解消していただいた後、できる限り早期に届け出てください。

なお、IR 担当役員の届出につきましては、(株)ジャスダックのホームページにおける「財務情報等の入力ページ」(IR 入稿システム)を通じて届け出いただくことを予定しており、具体的な届出方法等につきましては、別途御案内させていただきます。

5．IR 資料を TDnet へ登録した場合における IR 資料の提出の取扱いについて

- ・ 決算発表日に決算短信と併せて、同日に開催する決算説明会資料を TDnet へ登録した場合、協会への IR 活動の報告に際して、その資料を提出する必要があるのか。

IR 活動の実施に関する報告に際しては、IR 資料を TDnet へ既に登録している場合であっても、再度、IR 資料の提出をお願い申し上げます。

以 上